

ごみ処理費の削減について

町内のごみは小川地区衛生組合に負担金を支払い処理しています。その金額は家庭から出されたごみの「重量」で決められています。町が令和元年度に小川地区衛生組合に支払ったごみ処理費用は約1億400万円でした。負担軽減のために、ごみ減量化にご協力ください。

剪定枝や刈草を受け入れています

刈草や剪定枝の受け入れ施設を平成31年4月より開設し、2年目となりました。今までごみステーションに出して単純に焼却をしてきたごみが、剪定枝のチップ化や刈草を受け入れ管理することで、チップや肥料の原料などの役立つものへと生まれ変わります。※山林や農地の枝葉は搬入できません。

家庭や公共施設

家庭や地域の清掃活動で剪定枝や刈草が発生。

第二庁舎（建設環境課）または本庁舎（町民課）

- 役場で確認し、証明書を発行。
- 証明書を受け取る。
- 受け入れ施設へ持ち込む。

剪定枝・刈草等受け入れ施設

- 証明書を係員に渡す。
- 草や枝を指定の場所におろす。



※祝日を除く毎月第2・第4火曜日の9時～11時・13時～15時に受け入れを行っています。ぜひご利用ください。
※持ち込み前にごみ・資源分別カレンダーに掲載されている受付基準をご確認ください。

生ごみ処理容器の補助金を交付しています

対象

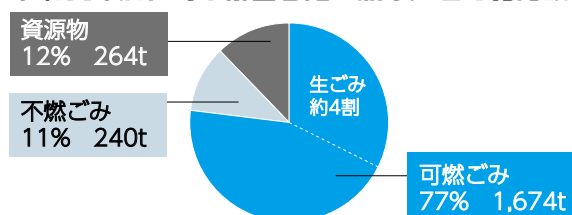
- 有効容積が10リットル以上の大きさを有する密閉式生ごみ処理容器（限度額 3,000円）
- 有効容積が100リットル以上の大きさを有するコンポスト式容器（限度額 5,000円）
- 処理能力が1日当たり1キログラム以上である電気式生ごみ処理機（限度額 20,000円）

注意

- 補助金額は購入金額の2分の1相当額となります。
- 補助金の申請はそれぞれ同一生計世帯で年度ごとに1基が限度となります。
- 電気式処理機は他のものとはあわせて申請できません。ご注意ください。

問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814

令和元年度に町が排出した一般家庭ごみの内訳



※家庭から出る可燃ごみの約4割が生ごみだと言われています。生ごみの減量がごみ処理費用の削減に大きく影響します。

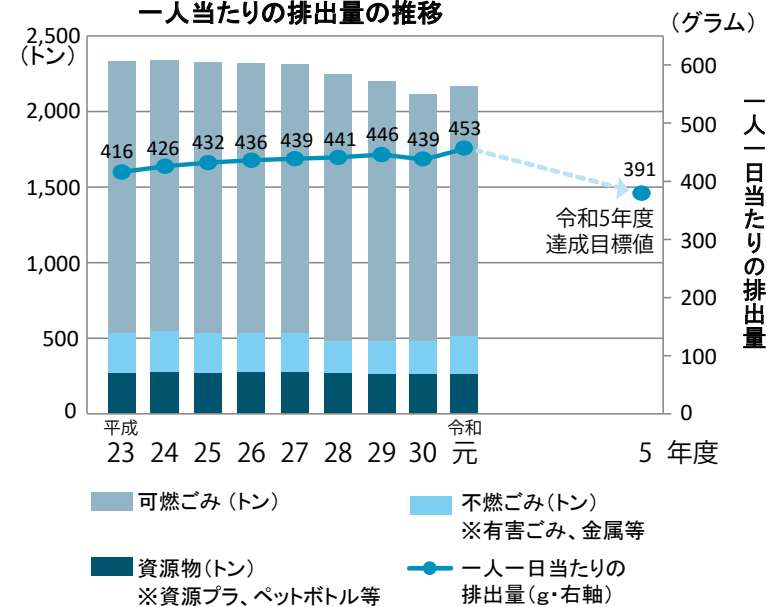
ごみの減量化と資源化にご協力ください

町から排出される一般家庭ごみの現状

一人一日当たりのごみ排出量について

令和元年度にときがわ町から排出された一般家庭のごみの量は、町民一人一日当たり換算すると453gで、前年度に比べ14g増加しました。町ではこの数値を令和5年度までに「391gまで削減」する目標を設定しています。ごみの処理費用として町が小川地区衛生組合に支払う「負担金」は、町から排出されたごみの重量で決まるため、ごみの削減は経費の削減につながります。皆さまのご協力をお願いします。

表-1 一般家庭ごみ排出量と一人当たりの排出量の推移



資源物は資源として生かしましょう

毎週水曜日にごみステーションに出された紙・衣類・アルミ缶などの資源回収品は、令和元年度の実績では283トンがリサイクルされ、286万円の売却収入を確保できました（表-2参照）。資源回収量は昨年度比較で6トンの減でしたが、収入は買取単価の下落により111万円の減少となりました。『アルミ缶』の買取価格が平成30年度に比べて、平均で20円/kg下落したのが減収に大きく響いています。これからも資源化へのご協力をお願いします。

表-2 資源回収量と売却代金の推移

